

富良野市利用者負担額一覧表

○保育所に入所している方（3号認定）

※第3子以降については無料です。

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）									
階層区分	定義	3号認定（3歳未満児）				2号認定（3歳以上児）					
		標準時間		短時間		標準時間		短時間			
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子		
第1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		上記以外の世帯	0円	0円	0円	0円	2,700円	0円	2,700円	0円	0円
第3	所得割額48,600円未満 (均等割額のみを含む)	ひとり親世帯等	5,200円	0円	5,200円	0円	3,700円	0円	3,600円	0円	0円
		上記以外の世帯	11,400円	5,700円	11,300円	5,600円	3,700円	1,100円	3,600円	4,100円	0円
第4	所得割額 48,600円～57,999円	ひとり親世帯等	9,000円	0円	9,000円	0円	3,700円	0円	3,600円	0円	0円
		上記以外の世帯	18,900円	9,400円	18,600円	9,300円	3,700円	1,100円	3,600円	4,100円	0円
第5	所得割額 58,000円～67,999円	ひとり親世帯等	9,000円	0円	9,000円	0円	3,700円	0円	3,600円	0円	0円
		上記以外の世帯	20,700円	10,300円	20,400円	10,200円	3,700円	1,100円	3,600円	4,100円	0円
第6①	所得割額 68,000円～77,100円	ひとり親世帯等	9,000円	0円	9,000円	0円	3,700円	0円	3,600円	0円	0円
		上記以外の世帯	22,700円	11,300円	22,400円	11,200円	3,700円	1,100円	3,600円	4,100円	0円
第6②	77,101円～77,999円		22,700円	11,300円	22,400円	11,200円					
第7	78,000円～87,999円		24,600円	12,300円	24,200円	12,100円					
第8	88,000円～96,999円		26,400円	13,200円	26,000円	13,000円					
第9	97,000円～132,999円		35,100円	17,500円	34,600円	17,300円					
第10	133,000円～168,999円		39,100円	19,500円	38,500円	19,200円	36,500円	18,200円	35,900円	17,900円	
第11	169,000円～300,999円		54,900円	27,400円	54,000円	27,000円	39,700円	19,800円	39,100円	19,500円	
第12	301,000円～396,999円		72,000円	36,000円	70,800円	35,400円	39,700円	19,800円	39,100円	19,500円	
第13	397,000円以上		93,600円	46,800円	92,100円	46,000円	39,700円	19,800円	39,100円	19,500円	

↑
多
子
世
帯
減
免
↓
(57,700円未満)

3歳児クラス以上の利用者負担額については**無償**となります。
※2歳児クラスに在籍する満3歳児は対象外となりますので、左の料

※多子世帯減免とは、小学校1年生以上の兄弟についても多子算定の対象とします。

○へき地保育所に入所している方

※第3子以降については無料です。

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分	階層区分	第1		第2①		第2②		第3		第4①		第4②
		生活保護世帯等		市民税非課税世帯		市民税均等割額のみ世帯		所得割額48,600円未満		所得割額48,600円～77,100円		所得割額77,101円以上
		ひとり親世帯等		左記以外の世帯		ひとり親世帯等		左記以外の世帯		ひとり親世帯等		左記以外の世帯
		← 多子世帯減免の対象（所得割額57,700円未満） →										
利用者負担額（月額）	第1子	0円	0円	0円	0円	2,700円	3,700円	8,300円	5,000円	10,000円	10,000円	
	第2子	0円	0円	0円	0円	1,300円	0円	4,100円	0円	5,000円	5,000円	

※多子世帯減免とは、小学校1年生以上の兄弟についても多子算定の対象とします。
※へき地保育所についても、3歳児以上の利用者負担額については無償となります。
4/1現在の年齢が2歳児であった場合は、年度内に満3歳を迎えた場合でも無償化の対象外となりますのでご注意ください。